

## 社会福祉法人身延町社会福祉協議会福祉バス使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人身延町社会福祉協議会福祉バス(以下「福祉バス」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 福祉バスは、次に掲げる場合に限り使用することができる。

- (1) 社会福祉法人身延町社会福祉協議会(以下「社協」という。)の事業に使用する場合
- (2) 社協、町及び各種行政委員会の関係団体等が主催する行事に住民が参加する場合
- (3) 社協、町の職員及び各行政委員会職員の研修に使用する場合
- (4) 福祉の町づくりのための研修等に使用する場合
- (5) その他会長が使用を適当と認めた場合

(使用の区域)

第3条 福祉バスの使用区域は、県内とする。

(使用の申込み)

第4条 福祉バスを使用しようとする場合は、福祉バス使用申請書(様式第1号)を、使用しようとする日の1ヶ月前までに会長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない用務により使用する必要が生じたときは、その都度申し込むことができる。

(使用承認)

第5条 会長は、使用申請のあったものについて調査の結果、使用を適当と認めたものについては、福祉バス使用承認書(様式第2号)を交付する。

(使用者の遵守事項)

第6条 福祉バスの使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全運転をするように協力すること。
- (2) 勤務時間外における使用又は勤務時間外にわたる使用を避けるように努めること。
- (3) 車内は常に清潔にし、使用後は清掃すること。

以下略